

条例第4条第1項第7号審査基準

条例第4条第1項第7号

現に存する自己の居住又は業務の用に供する建築物と同一の用途の建築物を建築する目的でその敷地を拡張する開発行為

審査基準

1 開発行為を行う者

開発行為を行う者は、現に存する建築物を5年以上適正に使用している者で、家族構成又は事業の拡大及び効率化等によりやむを得ないと認められる者。

2 予定建築物の用途

予定建築物の用途は、自己の居住又は業務の用に供する建築物で既存の建築物と同一の用途とする。

3 予定建築物の敷地

予定建築物の敷地は、当初許可等の敷地及び一体的に利用される隣接地であること。

4 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

5 開発区域から除く区域

都市計画法施行令第29条の9第6号に掲げる区域は、想定浸水深が最大3.0m以上である土地の区域（避難場所・避難経路の認識等、安全上及び避難上の対策が講じられているものは除く。）とする。

6 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。